相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市尻平川三地割一七番地、最後の住所岩手県北上市大堤北二丁目六番一四号　被相続人　亡　髙橋　孝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号
Ｅｖｅｒ－Ｉ片平丁ビル五階
相続財産管理人　弁護士　熊本　賢吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市上泉町一二一九番地、最後の住所群馬県前橋市千代田町一丁目九番一号　被相続人　亡　後藤　料夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号
相続財産管理人　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区日ノ出町二丁目一六五番地、最後の住所横浜市泉区西が岡一丁目三〇番地の一　特別養護老人ホーム恒春ノ郷　被相続人　亡　鵜野よし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

神奈川県鎌倉市今泉台七丁目一五番四号
相続財産管理人　松田　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市川原ケ谷二三一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青木　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

事務所静岡県沼津市三園町一三番四五号文化図書第三ビル二階　東静法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土屋賢太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市日永西二丁目二〇番、最後の住所三重県四日市市日永西一丁目一七番九号　被相続人　亡　仲　剛明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

三重県鈴鹿市白子駅前一三番一号　ＨＯＷ　Ａビル鈴鹿四階
相続財産管理人　弁護士　庄山　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市竹野一丁目五番、最後の住所三重県鈴鹿市竹野一丁目五番一五号　被相続人　亡　奥田誠一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

三重県鈴鹿市白子駅前一三番一号　ＨＯＷ　Ａビル鈴鹿四階
相続財産管理人　弁護士　庄山　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市藤方一三七六番地、最後の住所三重県津市高洲町一五番四三号　被相続人　亡　釜森キミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

三重県津市栄町二－一八－二　きりん第七ビル四階　角谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　角谷　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字藤田一〇七三番地、最後の住所大阪府枚方市山之上東町一一番八号　被相続人　亡　中野　和人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

京都市山科区西野様子見町一番地二山科団地二－八〇一
相続財産管理人　杉田　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区上本町筋三丁目三一番地、最後の住所兵庫県西宮市山口町下山口一六三七番地五　被相続人　亡　伏原　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

大阪市中央区北浜三丁目一番一二号萬成ビル二階浜口総合法律事務所
相続財産管理人弁護士　浜口　廣久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区花隈町一四九番地、最後の住所大阪府阪南市舞三丁目七番二号　被相続人　亡　村上　千影

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三
相続財産管理人弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区高津一丁目八番地、最後の住所大阪府東大阪市出雲井町四番五号　被相続人　亡　石原喜志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル七階　相続財産管理人弁護士　三浦　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市大正区鶴町一丁目一八番地、最後の住所大阪市大正区千島三丁目二番六号　被相続人　亡　北林　靜代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

大阪市北区西天満三丁目二番九号翁ビル七階　相続財産管理人弁護士　三浦　和博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区磯之町六五番地、最後の住所兵庫県神戸市垂水区つつじが丘四丁目二四六五番地の一〇　被相続人　亡　明井　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

兵庫県神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館五階
相続財産管理人　前田　基博

第16期決算公告

平成22年4月27日

宮城県東松島市野蒜字北余景56－36

株式会社奥松島公社

代表取締役　大沼　雄吉

貸借対照表の要旨

（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,837
	固定資産	7,243
	合計	55,080
負債及び純資産の部	流動負債	11,376
	株主資本	43,704
	資本金	41,600
	利益剰余金	2,103
	その他利益剰余金	2,103
	（うち当期純利益）	(1,285)
	合計	55,080